

令和2年度 津市職員採用試験 前期日程

(令和3年度採用予定)

～新たな時代を切り拓く市政～



受 験 案 内

【募集職種】

技術職(土木)、技術職(機械)、
技術職(建築)、保健師

受付期間 令和2年6月1日(月)から令和2年6月19日(金)まで
試験日 第1次試験 令和2年7月12日(日)
試験場所 アスト津4階 アストプラザ(津市羽所町700番地) ほか

津市総務部人事課(本庁舎7階)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

電話番号 059-229-3106

ホームページ <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う留意事項

(1) 試験中止等の判断について

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や国、地方公共団体の外出自粛要請の状況等によっては、試験中止や会場変更となる場合等があります（第1次試験の延期はありません。）。詳細については、津市ホームページ（アドレスは表紙参照）に掲載しますので、必ず事前にご確認ください。

(2) 試験が中止となった場合の申込手続について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により令和2年7月12日（日）実施予定の第1次試験が中止となった場合、次回の津市職員採用試験（以下「次回試験」）について、再度の申込手続を省略し、受験できる取扱いとします。

このため、試験が中止となった際に、次回試験の受験を希望する場合は、別紙申込書表面の所定欄「希望する」に☑をしてください。この場合、次回試験において同職種に申込があったものとみなします。

なお、次回試験の申込の継続は、中止と判断した後、直近に行われる津市職員採用試験1回（令和2年9月を予定）のみとなります。

(3) 第1次試験の試験会場について

第1次試験の試験会場は、東京、大阪、三重会場のうち、原則、居住地に最も近い会場とします。別紙申込書表面の所定欄の受験を希望する会場に☑をしていただき、当該希望を元に試験会場を決定し、採用試験申込手続終了後に通知します。なお、原則と異なる取扱いを希望する場合は、別途対応しますので、事前に人事課（059-229-3106）まで連絡をして指示を受けてください。

(4) 感染防止対策の徹底について

咳エチケットや手洗いの励行、感染のリスクが高い場所を避けるなど、普段から感染予防と体調管理に努めてください。また、試験当日においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用や咳エチケットの徹底をお願いします。（試験時間中に行う写真照合の際には、試験員の指示に従い、マスクを一時的に外していただきます。）

(5) 体調不良等の方について

新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない方や濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、受験を控えていただくようお願いいたします。また、受験日までに体調を崩した場合（息苦しさ、強いだるさ、高熱がある場合や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている場合など、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合）は、各都道府県の各自治体保健所等に設置されている新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センターに相談の上、受験の可否を判断してください。

上記の場合により受験を控える場合は、再試験を実施する可能性がありますので、必ず事前に人事課（059-229-3106）まで連絡をしてください。なお、再試験を行う場合については、試験の内容を変更する場合がありますのでご了承ください。

(6) 試験室の換気について

試験会場は、感染予防のため、試験中も適宜、窓やドアを開ける可能性がありますので、室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

1 職種、採用予定人数及び受験資格

職種	採用 予定 人数	受 験 資 格	
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日
技 術 職 （ 土 木 ）	五 人 程 度	(1)又は(2)の要件を満たす人 (1) ア及びイの要件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和3年3月卒業（修了）見込み（ただし、高等学校の卒業見込みを除く。）の人 イ 上記アに掲げる学校等（※）において土木に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	昭 和 6 0 年 4 月 2 日 以 降 出 生 の 人
技 術 職 （ 機 械 ）	一 人 程 度	(1)又は(2)の要件を満たす人 (1) ア及びイの要件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和3年3月卒業（修了）見込み（ただし、高等学校の卒業見込みを除く。）の人 イ 上記アに掲げる学校等（※）において機械に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	
技 術 職 （ 建 築 ）	一 人 程 度	(1)又は(2)の要件を満たす人 (1) ア及びイの要件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和3年3月卒業（修了）見込み（ただし、高等学校の卒業見込みを除く。）の人 イ 上記アに掲げる学校等（※）において建築に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	
保 健 師	一 人 程 度	保健師免許を有する人又は令和3年4月までに有する見込みの人	
すべての職種に共通する受験資格 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人			

※ 「上記アに掲げる学校等」とは、「学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等」を指すもので、卒業（卒業見込みを含む。）した学校等と同一である必要はありません。

2 職務内容

職 種	職 務 内 容
技 術 職 (土 木)	土木事業に係る計画、設計、施工管理等に関する技術的業務
技 術 職 (機 械)	施設等に係る設計、施工・維持管理等の機械に関する技術的業務
技 術 職 (建 築)	建築物等に係る設計、施工管理、建築確認等に関する技術的業務
保 健 師	乳幼児、妊産婦、成人等の保健指導業務等

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

令和2年6月1日(月)から令和2年6月19日(金)まで(土曜日・日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市職員採用試験申込書(受験票付き)-----1通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

(印刷用紙は白色のA4版(縦:29.7cm、横:21cm)を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色のA4版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。)

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

※ 申込書は必ず受験者本人が直筆で記入してください。ただし、障がい等により受験者本人が直筆で記入することが困難な場合は、代筆での記入を可とします。

イ 返信用封筒-----2通

※ 返信用封筒のサイズ:長形3号(縦:23.5cm、横:12cm)

※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る合否の通知を送付しますので、84円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名(敬称は「様」)を記入してください。

(3) 提出方法

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

令和2年6月19日(金)午後5時15分までに津市総務部総務課文書・公開担当(津市本庁舎7階)に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課あて

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、提出方法は郵送のみとなりますので、提出書類に不備等がないよう十分注意してください。

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返信用封筒により返送し、又は受験を無効とすることがありますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等により書類到着の遅延等が発生した場合における受付期間経過後の申込についても、受付は行わないため、申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

ウ 令和2年6月25日(木)までに受験票が届かないときは、津市総務部人事課(電話番号 059-229-3106)へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による提出はできません。

オ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

カ 第1次試験において、障がい等を理由に配慮を希望する内容がある場合、申込書等の提出時に電話等で申し出てください。

キ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により令和2年7月12日(日)の第1次試験が中止となる場合、次回の津市職員採用試験(以下「次回試験」)について、再度の申込手を省略し、受験できる取扱いとします(詳細は、1頁「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う留意事項」(2)参照。)

このため、試験が中止となった際に、次回試験の受験を希望する場合は、別紙申込書表面の所定欄「希望する」に☑をしてください。

4 第1次試験

(1) 試験科目

教養試験、専門試験及び職場適応性検査

(2) 試験の内容

試験科目		試験の内容
教養試験		時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力についての択一式による筆記試験
専門試験	技術職 (土木)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工に関する択一式による筆記試験
	技術職 (機械)	数学・物理・情報技術基礎、機械設計、機械工作、原動機、生産システム技術(電気技術、電子技術、制御)及び電子機械に関する択一式による筆記試験
	技術職 (建築)	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規及び建築施工に関する択一式による筆記試験
	保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論に関する択一式による筆記試験
職場適応性検査		公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性に関する択一式による筆記検査

※ 教養試験及び専門試験(保健師を除く。)の問題は、高等学校卒業程度です。

(3) 試験日

令和2年7月12日(日)

(4) 試験場所

ア 三重会場 アスト津4階 アストプラザ
(津市羽所町700番地)

イ 東京会場 都市センターホテル
(東京都千代田区平河町2-4-1)

ウ 大阪会場 大阪駅前第2ビル5階 大阪市立総合生涯学習センター
(大阪府大阪市北区梅田1-2-2-500)

※ 第1次試験の試験会場は、東京、大阪、三重会場のうち、原則、居住地に最も近い会場とします。別紙申込書表面の所定欄の受験を希望する会場に☑をしていただき、当該希望を元に試験会場を決定し、採用試験申込手続終了後に通知します。なお、原則と異なる取扱いを希望する場合は、別途対応しますので、事前に人事課(059-229-3106)まで連絡をして指示を受けてください。

※ 応募状況により他会場でも行う場合があります。

(5) 結果発表

令和2年7月22日(水)(予定)に受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目・試験日

試験科目(予定)	試験日(予定)
口述試験(個人面接)	令和2年7月31日(金)
実地試験(グループワーク)※	令和2年7月30日(木)(予備日)

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等により、試験日程や試験内容を変更する場合があります。

※ 詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(2) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 結果発表

令和2年8月上旬に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目・試験日

試験科目(予定)	試験日(予定)
口述試験(個人面接) 集団討議※	令和2年8月中旬

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等により、試験日程や試験内容を変更する場合があります。

※ 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

(2) 試験場所

第2次試験の結果発表の際に通知します。

(3) その他

第3次試験の受験日までに最終学校卒業(見込)証明書等の書類を提出していただきます。詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

7 最終合格者発表

令和2年8月下旬に第3次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

8 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、令和3年4月1日に採用する予定です。ただし、保健師については、令和3年4月1日以降同年5月1日までに採用する予定です(当該採用日に勤務できないときは、採用されない場合があります)。

(2) 上記(1)の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合や欠員が生じた場合等に合格者として繰り上げることがあります。

なお、当該繰り上げを行う期間は、令和4年3月31日までとします。

(3) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

(4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

9 採用後の給与等

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

学歴	初任給(給料)※1	給与月額(見込)※2
大学院(修士課程)修了	195,500円	234,000円
大学卒(保健師養成所卒含む。)	182,200円	218,000円
短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)卒	165,900円	198,500円
高等学校卒	154,900円	185,400円

※1 上記の初任給は、新卒者等に係る令和2年4月1日付けでの採用の場合の初任給であり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。また、職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

※2 上記の給与月額は、給料、地域手当（勤務地：津市）及び時間外勤務手当を含んでいません（100円未満の金額については切り捨てで表記しています。）。また、時間外勤務手当については、令和元年度1人当たりの平均時間外勤務時間数で算出しています。

なお、上記の給与以外に、期末・勤勉手当（令和元年度実績4.5月分）が別途支給されます。また、支給要件に応じて扶養手当、住居手当、通勤手当も支給されます。

10 勤務条件等

（1）勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。ただし、勤務場所等により異なる場合があります。

（2）勤務場所

本庁、各総合支所、その他市の機関及び施設で勤務します。

（3）休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。ただし、勤務場所等により異なる場合があります。

（4）休暇等

年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇、介護時間、育児休業及び部分休業等があります。

（5）福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合等に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

（6）人事・研修制度

ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する部課等を申告する自己希望調書を毎年提出することができます。

イ プリセプター制度

市の業務内容や先輩との人間関係等について、新規採用職員が抱く不安等を軽減するための仕組みとして、採用されてから一定の期間、1人の新人に対して、1人の先輩職員が指導者として担当し、心理的なサポートや職務遂行能力の指導・向上を図るプリセプター制度を導入しています。

ウ 研修制度

実務研修、職務実践研修、階層別研修、派遣研修など様々な研修を実施しています。

11 その他

(1) 条件付採用について

採用後6か月の間は、地方公務員法第22条に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

(2) 他の試験の受験について

今後実施される他の津市職員採用試験等も受験可能です。また、今回の試験結果は、今後の採用試験の可否には一切影響することはありません。

なお、今回の試験が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となる場合で、別紙申込書により申込の継続を希望された場合は、次回の津市職員採用試験の再度の申込は不要になります。（詳細は、1頁「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う留意事項」（2）参照）

(3) 問い合わせ

この試験の詳細や障がいの方の職員採用試験に係る配慮事項等については津市総務部人事課（津市本庁舎7階）までお問い合わせください。

電話番号（059-229-3106）

◎ 日本国籍を有しない人が津市職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職及び技術職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が津市職員(事務職及び技術職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公権力の行使」に係る職務について

「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

(「公権力の行使」に係る職務の具体例)

- ※ 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可などに係る業務

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関する担当副参事(課長級)、担当参事(部次長級)及び担当理事(部長級)が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。